

## 岩野田北まちづくり協議会部会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岩野田北まちづくり協議会規約（平成16年10月2日施行）第14条の規定に基づき、岩野田北まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に設置する部会に関し必要な事項を定める。

### (役割・組織)

第2条 部会は、協議会の目的達成に向けて、住民参画のもとに協議会活動を効率的・効果的に推進するため、岩野田北地域ビジョン推進に係る必要な事項について、調査、審議、活動の計画推進に当たるものとする。

- 2 協議会に設置する部会及び部会が所管する分野は、別表のとおりとする。
- 3 部会は、協議会の目的達成に必要な事項について、共に連携・協力して活動に当たる。
- 4 協議会の委員は、原則としていずれか1つの部会に所属する。
- 5 協議会が必要と認めるときは、別表に定めるもののほか、特定の議事を審議及び検討するため、特別部会を置くことができる。
- 6 前項に定める特別部会の委員構成は、その都度、協議会で定める。

### (部会長及び副部会長)

第3条 部会には、部会長及び副部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

### (会議運営)

第4条 部会長は、会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会長会議)

第5条 部会活動の連携を図り、的確な協議会の活動に資するため、協議会会長は、部会長会議を招集する。

- 2 部会長会議には、各部会長及び副会長が出席する。
- 3 各部会は、互いに情報を共有、協力し合い、活動を推進する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別表

部会の所管する分野

総務(・広報)部会	事業部会	安全部会	福祉部会	環境部会
<ul style="list-style-type: none"> <li>○総会等開催など</li> <li>協議会運営事務、</li> <li>会計、書記</li> <li>○総会等会議資料の取りまとめ、印刷</li> <li>○広報</li> <li>○地域の情報収集</li> <li>○各部会の支援・連携</li> <li>○まちづくりビジョンの普及</li> <li>○その他、目的達成に必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏まつり</li> <li>○ウォーキング</li> <li>○その他交流イベントに関すること</li> <li>○その他、目的達成に必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青パト安全活動</li> <li>○車両の管理</li> <li>○道路等の危険個所の点検・報告</li> <li>○防犯に関すること</li> <li>○その他、目的達成に必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミバス運営への参画</li> <li>○公民館、社会福祉協議会との連携による交流の場の創出</li> <li>○その他、目的達成に必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の美化</li> <li>○自然環境、住環境等の向上</li> <li>○その他、目的達成に必要な事項</li> </ul>

※各分野に関連する自治会、各種団体等の活動を尊重・連携して取り組むものとする。

※網掛け部分は今後の活動内容として予定。